

大 市 総 第 8 2 号
令和2年11月20日

大 村 市 議 会 議 長
大 村 市 議 会 議 員
大村市各行政委員会委員長 殿
大 村 市 監 査 委 員
各 報 道 機 関

大村市長 園 田 裕 史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第220号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月20日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和2年11月30日（月） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

- 第112号議案 一般職の職員の給与に関する条例及び市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… (1)
- 第113号議案 大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例…………… (3)
- 第114号議案 大村市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例…………… (4)
- 第115号議案 大村市行政財産使用料条例の一部を改正する条例…………… (8)
- 第116号議案 大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例…………… (10)
- 第117号議案 大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (12)
- 第118号議案 損害賠償の額を定め和解することについて…………… (13)
- 第119号議案 令和2年度大村市一般会計補正予算 (第10号)
- 第120号議案 令和2年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)
- 第121号議案 令和2年度大村市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第122号議案 令和2年度大村市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第123号議案 令和2年度大村市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第124号議案 令和2年度大村市病院事業会計補正予算 (第1号)
- 第125号議案 令和2年度大村市工業団地整備事業特別会計補正予算 (第1号)

第112号議案

一般職の職員の給与に関する条例及び市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年大村市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の2ただし書中「100分の130」とあるのは、「100分の170」を「100分の125」とあるのは、「100分の165」に改める。

第4条 市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2ただし書中「100分の125」とあるのは、「100分の165」を「100分の127.5」とあるのは、「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月30日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

国家公務員の給与に関する国の取扱状況等に鑑み、一般職の職員及び市長、副市長等の期末手当の額を減額するため、この条例案を提出するものである。

第 1 1 3 号議案

大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例

大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例（昭和 2 7 年大村市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第 4 項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

租税特別措置法の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 1 1 4 号議案

大村市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

大村市道路占用料等徴収条例（昭和 2 8 年大村市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	4 4 0	「	5 1 0	を に、
	6 8 0	7 9 0			
	9 2 0	1, 1 0 0			
	4 0 0	4 6 0			
	6 3 0	7 3 0			
	8 7 0	1, 0 0 0			
	4 0	4 6			
	4	5			
	2	3			
	3 9 0	4 5 0			
	2 4 0	2 7 0			
	7 9 0	9 1 0			
	3 3 0	3 8 0			
	1, 7 0 0	1, 9 0 0			
	7 9 0	9 1 0			
	1 7	1 9			
	2 4	2 7			
	3 6	4 1			
	4 7	5 5			
	7 1	8 2			
9 5	1 1 0				

170
240
470
790

190
270
550
910

870
520
790
17
170
170
1,700
630
17
170
17
170
1,700
870
790
Aに0.034を 乗じて得た額
170
79
Aに0.017を 乗じて得た額
Aに0.024を 乗じて得た額

を

930
560
910
19
190
190
1,900
730
19
190
19
190
1,900
930
910
Aに0.033を 乗じて得た額
190
91
Aに0.016を 乗じて得た額
Aに0.023を 乗じて得た額

に、

Aに0.034を 乗じて得た額
Aに0.017を 乗じて得た額
Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.024を 乗じて得た額

を

Aに0.033を 乗じて得た額
Aに0.016を 乗じて得た額
Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.023を 乗じて得た額

に、

Aに0.017を 乗じて得た額
Aに0.024を 乗じて得た額
Aに0.034を 乗じて得た額
Aに0.034を 乗じて得た額
Aに0.017を 乗じて得た額
Aに0.024を 乗じて得た額
Aに0.034を 乗じて得た額

を

Aに0.016を 乗じて得た額
Aに0.023を 乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額
Aに0.016を 乗じて得た額
Aに0.023を 乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日
前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

令和2年11月30日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

道路法施行令の改正に伴い、占用料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

第 1 1 5 号議案

大村市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

大村市行政財産使用料条例（昭和 3 9 年大村市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

	「		「		
		使用料（円）		使用料	
		4 4 0		大村市道路 占用料等徴 収条例（昭 和 2 8 年大 村市条例第 2 4 号）別 表に定める 額	
		6 8 0			
		9 2 0			
		4 0 0			
		6 3 0			
		8 7 0			
		4 0			
		4			
		2			
		3 9 0			
		2 4 0			
別表第 2 中		7 9 0	を		に改める。
		3 3 0			
		1, 7 0 0			
		7 9 0			
		1 7			
		2 4			
		3 6			
		4 7			
		7 1			
		9 5			
		1 7 0			
		2 4 0			
		4 7 0			
	」		」		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

使用料に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

第116号議案

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大村市国民健康保険条例（昭和34年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第25条第1号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第6項中「に所得税法（昭和40年法律第33号）」を「に所得税法」に改め、「同条第1号中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「同じ。）」を「同じ。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大村市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和2年11月30日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の軽減措置に係る判定基準を改正するため、この条例案を提出するものである。

第117号議案

大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（昭和41年大村市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号イ中「8,800立方メートル」を「11,220立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月30日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

工業用水道事業の1日最大給水量を変更するため、この条例案を提出するものである。

